

佐倉市と千葉敬愛短期大学との連携協力に関する包括協定書

佐倉市と千葉敬愛短期大学は、両者が連携し、広範な分野で相互に資源等を活用し、活力のある個性豊かな地域づくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、佐倉市と千葉敬愛短期大学が、教育、福祉、子育て、まちづくり等の分野で相互に協力し、地域社会の形成、発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 佐倉市と千葉敬愛短期大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 市の施策の推進や地域の課題解決に関すること。
- (2) 地域づくり活動やボランティア活動に関すること。
- (3) 教育及び福祉の向上並びに子育ての支援に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他両者が協議し必要と認めること。

(協議)

第3条 この協定による事業を円滑に推進するため、佐倉市と千葉敬愛短期大学はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、協議を実施する。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了60日前までに佐倉市又は千葉敬愛短期大学から特段の申出がない限り、期間満了の日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成26年8月28日

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市長



佐倉市山王1丁目9番地

千葉敬愛短期大学

学長

